

教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準について

- 新制度では、区市町村が確認を行う教育・保育施設及び地域型保育事業について、当該区市町村が、条例により基準を定めることとしています。
- 本資料は、国が現時点で取りまとめた基準案(対応方針案)であり、今後変更となる場合があります。

○国基準案の内容について

【利用開始に伴う基準】

項目	国基準案（対応方針案）
内容及び手続きの説明、同意、契約 【参酌すべき基準】	教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。 <事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項)> ・ 運営規程の概要 ・ 苦情処理体制 ・ 事故発生時の対応 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。
応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止) 【参酌すべき基準】	・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでならない。 ・「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。 ・利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。 ・市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力する。
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 【参酌すべき基準】	・定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 ・特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。
支給認定証の確認、支給認定申請の援助 【参酌すべき基準】	・支給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行う。 ・支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする

【教育・保育の提供に伴う基準】

項目	国基準案（対応方針案）
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 【従うべき基準】	・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領(仮称)、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。
子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む) 【従うべき基準】	・利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない ・虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。
連携施設との連携 (地域型保育事業のみ) 【参酌すべき基準】	・地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。 ・特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設ける場合などの経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。
上乗せ徴収等の取り扱い 【参酌すべき基準】	・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。 ・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。
特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外利用の取扱い) 【参酌すべき基準】	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。
利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) 【参酌すべき基準】	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求める。

【管理・運営等に関する基準】

項目	国基準案（対応方針案）
運営規程の策定 【参酌すべき基準】	<p>運営規程において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求める。</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針、 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策、 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>
個人情報管理 （秘密保持） 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 従事している職員に加え、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。
非常災害対策、 衛生管理等 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求める。 施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求める。
事故発生の防止、発生時の対応 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生（再発）防止のための措置を講じ、事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを基本とする。
評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。 その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努める。
苦情処理 【参酌すべき基準】	<p>苦情処理・入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求める。
会計の区分 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。 その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。

項目	国基準案（対応方針案）
管理・運営等に関するその他の事項 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求める。 施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。

【退去時の基準】

確認の辞退・定員減少における対応 （利用者の継続利用のための便宜提供等） 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> 給付の対象施設・事業であることの辞退（確認の辞退）や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。
--	--

